

前回の「しが割」に参加された事業者の方も、参加申請が必要です。



最大割引率

30%

LINEで参加!

地域のお店
を応援!

新

しが割

参加店舗募集

募集期間 令和5年9月14日(木)～10月4日(水)

※上記募集期間を過ぎても随時申請を受け付けますが、登録完了がキャンペーン開始に間に合わない場合がございます。可能な限り10月4日(水)までにご申請ください。

👍 登録料・換金手数料 **無料!**

👍 初期投資・機器設備 **不要!**

👍 換金・集計作業 **不要!**

県内の小売、サービス、飲食店を応援するため、電子割引券を発行します! **ぜひご参加ください!!**

● 新・しが割とは(前回との主な変更点) ●

● 参加店舗の要件

法人については、「滋賀県内に本社を置いていること」が要件に追加となりました。

● 事業実施期間

各利用期間の割引券発行枚数には上限を設けておりますので、キャンペーンが**前倒しで終了することはありません。**

● 割引券利用者を**抽選**により決定します。
割引券をご利用いただくには、**事前に抽選申込が必要です。**

● 当選者には、購入額1,000円ごとに利用できる**300円の割引券を10枚1セット(計3,000円分)**で発行します。(分割利用可)

● 割引券の有効期間は、**3週間**です。

● キャンペーン期間

令和5年11月6日(月)～令和6年2月18日(日)

※年末年始期間を除く。なお、利用の状況により延長する可能性があります。

● エントリー方法

※前回の「しが割」に参加された事業者の方も、参加申請が必要です。

オンライン

パソコンやスマートフォンから「しが割」ホームページへアクセスください。

しが割

<https://shin-shigawari.com>



FAX

下記FAX番号に、指定の用紙をお送りください。

📠 077-561-5310

※指定の用紙は、「しが割」ホームページに掲載しておりますので、ダウンロードの上、印刷してください。

参加までの流れ

- 1 登録フォームに必要事項を記入・申請
- 2 事務局にて申請内容を確認し、登録店として承認
- 3 スターターキットの送付
マニュアル、QRコード、販促物など
- 4 QRコードをレジ付近に設置

説明会開催

オンライン (ZOOM) 参加可能
詳細はホームページをご覧ください

アヤハレークサイドホテル (大津市)

09.26 火 時間 ①13:30～15:30
②17:30～19:30

高島市観光物産プラザ

09.27 水 時間 ①13:30～15:30
②17:30～19:30

彦根商工会議所

09.28 木 時間 ①13:30～15:30
②17:30～19:30

滋賀県内で小売業・サービス業・飲食業の

参加対象

店舗を運営する事業者

※新・しが割では、参加店舗の要件を
前回から一部変更しておりますので、ご注意ください。

(参加要件のポイント)

- ①中小企業基本法に定める中小企業者等であること
 - ②いわゆる「みなし大企業」ではないこと
 - ③法人については、滋賀県内に本社を置いていること
 - ④「第1弾・第2弾しが割」における割引額の総額が1億円を超えていないこと
 - ⑤原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰の影響を受けていること
- 詳しくは「しが割」ホームページ・募集要項をご確認ください。

対象業種

飲食業

日本料理/寿司/西洋料理/ステーキ/ピザ/パスタ/中華料理/焼肉/ラーメン/カレー/牛丼/アイス/ファミリーレストラン/ファストフード/
居酒屋/カフェ/喫茶店/多国籍料理/持ち帰り弁当/その他飲食業

小売業

菓子・デザート・パン/飲食料品(デリバリー専門店を含む)/酒類/精肉/生花/スーパーマーケット・ショッピングセンター/
衣料・身の回り品/生活雑貨/家具・家電/ホームセンター/書籍・文房具/おもちゃ・ベビー・子ども用品/自動車・自転車/化粧品・医薬品/
工芸品/楽器/時計・眼鏡・補聴器/ガソリンスタンド/コンビニエンスストア/その他小売業

サービス業

銭湯・温浴施設/娯楽施設/スポーツ施設/理容・美容/マッサージ/リラクゼーション/クリーニング/体験教室/
タクシー・自動車運転代行/その他サービス業

■「しが割」の対象とならないもの(1)土地・家屋購入、家賃・地代・駐車場等の不動産に関わる支払(2)公共料金・各種手数料(振込手数料・電気・ガス・水道料金、自治体指定ごみ袋、保育料等)(3)国税、地方税等の公租公課(4)有価証券、商品券、ビール券、おこめ券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード、旅行券、乗車券、チケット類(テーマパークやコンサート等)等の換金性の高いものの購入(5)プレミアム分が加算されている回数券(6)現金への換金、金融機関への預け入れ、宝くじ、公共ギャンブル、パチンコ等への支払(7)事業に伴って使用する原材料、機器類や仕入れ商品の購入、買掛金、未払金等の支払(8)インターネット販売での購入※インターネットを通じて購入した商品の代金をコンビニエンスストア等で支払う場合も含む(9)たばこ(電子たばこを含む)(10)スポーツジム、文化教室等の月謝(11)宿泊を伴う旅行代金(12)保険診療(13)風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務への支払(14)特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの(15)その他、事務局が不適当と認めるもの

参加店舗における利用の流れ



抽選申込期間※2	抽選結果発表	利用期間	割引券発行計画数※3	
第1回抽選 10/16(月)~10/29(日)	11月1日(水)	第1クール	11月6日(月)~11月26日(日)	20万セット
		第2クール	11月27日(月)~12月17日(日)	20万セット
第2回抽選 11/2(木)~12/17(日)	12月27日(水)	第3クール	1月9日(火)~1月28日(日)	15万セット
		第4クール	1月29日(月)~2月18日(日)	15万セット
第3回抽選※1 2/21(水)~2/25(日)	2月27日(火)	第5クール	2月28日(水)~3月5日(火)	(上記の利用残)

※1 利用の状況によって、第5クール(第3回抽選)を実施する場合があります(第5クールを実施するか否かは、第4クール終了後に決定します。)
 ※2 各抽選には、当選回数によらず、どなたでもご参加いただけます。ただし、第2回以降の抽選では、当選回数の少ない方を優先して当選者を決定します。
 ※3 各クールで利用されなかった割引券は、各クールの利用期間終了に伴い無効となります。利用されなかった割引券相当の残額は、次回抽選対象クールに再分配します。(例:第1、2クールの残額は、第3、4クールに再分配し、第2回抽選を実施)

チャレンジ宣言

令和4年度に「第1弾・第2弾しが割」を実施した際には、参加店舗様の創意工夫により、新メニューの考案やSNSを活用したPR強化など、「しが割」を契機とした新たな取組により、新規顧客の獲得等に取り組んでいただきました。
 今回の「新・しが割」では、参加店舗登録の際に、販路開拓や集客力強化等に資する取組を「チャレンジ宣言」としてご登録いただくことで、新たな取組にチャレンジするきっかけとしていただければと考えております。

※詳しくはホームページをご覧ください。

お問合せ 「しが割」事務局コールセンター

TEL : 0570-066-608 (登録店専用) FAX : 077-561-5310 (登録店専用)

MAIL : shin-shigawari@bsec.jp

受付期間: 令和5年9月12日(火)~令和6年3月22日(金)

受付時間: 午前9時30分~午後5時30分

「しが割」ホームページはこちら



しが割



<https://shin-shigawari.com>

